

## 奈良県告示第二十三号

平成十三年三月奈良県告示第六百十八号で告示した奈良県郡山土木事務所に駐在する建築主事用の公印、奈良県高田土木事務所に駐在する建築主事用の公印、奈良県中和土木事務所に駐在する建築主事用の公印及び奈良県吉野土木事務所に駐在する建築主事用の公印は、令和二年三月三十一日限り廃止した。

令和二年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾